

各務原市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(平成26年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内のコミュニティ活動の充実及び強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が行うコミュニティ助成事業による助成金を財源とした各務原市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関して各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、次条に規定する補助事業を実施する団体とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく一般コミュニティ助成事業に係る助成（以下「助成」という。）の決定を受けた事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、実施要綱に基づき、センターから助成の決定を受けた金額とする。

(応募等)

第5条 市長は、別に期間を定めて、助成の申請の対象となる団体を募集するものとする。

2 前項の募集に応じようとする団体は、一般コミュニティ助成事業希望届（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 一般コミュニティ助成事業に関する調書

(2) 購入を希望する設備、備品等の仕様が分かるカタログ、説明資料、写真等

3 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認める団体が複数あったときは、別に定める選定基準に基づき、助成の申請の対象となる団体を決定する。

4 市長は、前項の規定により助成の申請の対象となった団体に対し、センターに提出する書類の提出を求め、岐阜県を通じてセンターに提出するものとする。

5 市長は、センターから岐阜県を通じて助成の決定の通知を受けたときは、速やかに当該助成の申請をした団体に通知するものとする。

(補助金の申請)

第6条 前条第5項の規定による通知を受けた団体は、規則第4条第1項に規定する申請書を市長に提出するものとする。

(計画変更の申請等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに規則第9条第1項に規定する補助事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日以後30日を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助事業者は、補助金の確定の通知を受けたときは、規則第14条第2項に規定する補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(関係書類の保存)

第11条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

（宛先）各務原市長

団体名 _____
代表者名 _____
住所 _____
電話番号 _____

一般コミュニティ助成事業希望届

見出しの事業について、下記の確認項目に了解のうえ、関係書類を添えて提出します。

記

■確認事項

No.	確認できたら、右のチェック欄にチェック☑を入れてください。	チェック欄
1	団体の規約が提出できる。	
2	申請年度の事業計画書が提出できる。	
3	申請年度の予算書が提出できる。	
4	期間内に事業実施（発注、納品等）が確実にできる。	
5	すべての備品に広報マーク（案内P6、P7参照）が表示できる。	
6	保管場所が確保されている。 ※保管場所の所有者が第三者の場合は、同意を得ている。	
7	申請時に見積書が提出できる。	
8	事業終了後2週間以内に領収書が提出できる。	
9	備品や設備の維持管理は、団体自らが行うこととなっている。	
10	国の補助金を受けていない。	

■添付書類

1. 一般コミュニティ助成事業に関する調書
2. 購入したい設備、備品等の仕様が分かるカタログ、説明資料、写真等